

2014年1月21日

経済産業大臣 茂木 敏充 様
環境大臣 石原 伸晃 様
北海道知事 高橋はるみ 様
石狩市長 田岡 克介 様
当別町長 宮司 正毅 様

一般社団法人 北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙
石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会
代表 安田秀子
銭函海岸の自然を守る会
代表 後藤言行

「(仮称)八の沢風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の縦覧方法に関して、
法令の基本理念に基づいた行政対応を求めます

私たちは、北海道石狩市管内で当別町に隣接する地域に計画された「(仮称)八の沢風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の縦覧方法に大きな問題がありますので、事業主体の株式会社斐太工務店(代表取締役小池一三氏)に対して、別紙のような、緊急要請書を提出しました。

斐太工務店は、標記配慮書について、経済産業大臣・北海道知事・石狩市長・当別町長に送付し、北海道庁・石狩市・当別町において、また、インターネット上において、平成26年1月14日から2月12日、午前9時から午後5時まで、標記配慮書の縦覧と住民の意見聴取を始めております。

しかし、その縦覧はpdfファイルに加工された内容をコンピュータ上で眺めることができますが、決して紙媒体にコピーすることができないように制限されています。すなわち、事業者は、勤務等で縦覧場所に行く時間が確保できず、かつ、コンピュータを持たない人々は配慮書の内容を縦覧することができないという、極めて制限的な仕組みで、すべての住民に縦覧させない制限を加えております。

新しい環境影響評価法では、第三条の七(配慮書についての意見の聴取)において、「第一種事業を実施する者は、事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(第二種事業については事業者が任意に実施)」とされており、また、中央環境審議会答申における「今後の環境影響評価制度の在り方について」における配慮書手続きにおいて、住民、地方公共団体及び国(環境省)の役割として、「様々な形で関係地方公共団体や公衆の関与が必要」と明記されています。以上において、第一種事業であろうと第二種事業であろうと、事業実施段階前の手続きとして、「一般の意見」、または「公衆の関与」、すなわち「住民の意見が重要であること」を明記しております。

この問題は、環境影響評価法の基本理念に反した縦覧方法の問題ですので、行政にとっても看過してはいけな大きな問題と考えます。ここに、行政側の速やかな対処を求める次第です。